

VI 資 料

災害時要援護者の避難支援ガイドラインの概要

<平成17年3月策定版>

課題1 情報伝達体制の整備

対策: 避難準備情報の発令、災害時要援護者支援班の設置 等

課題2 災害時要援護者情報の共有

対策: 同意・手上げ・共有情報方式による要援護者情報の収集・共有 等

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

対策: 要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定 等

「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」での検討

<平成18年3月改訂版>

課題1 情報伝達体制の整備

対策: インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段の活用による通信の確保 等

充実

課題2 災害時要援護者情報の共有

対策: 関係機関共有方式(個人情報の避難支援体制の整備のための目的外利用・第三者提供)の積極的活用 等

充実

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

対策: 防災に強いまちづくりの重要性の明確化 等

充実

課題4 避難所における支援

対策: 避難所における要援護者用窓口の設置、福祉避難所の設置・活用の促進 等

新規

課題5 関係機関等との連携

対策: 福祉サービスの継続(BCP)、保健師・看護師等の広域的な応援、要援護者避難支援連絡会議(仮称)の設置⁷等

新規

災害時要援護者の避難対策に関する検討会 検討報告の概要

1 避難所における支援

○ 避難所における要援護者用窓口の設置

- ・ 災害時に要援護者班は要援護者用窓口を設置し、要援護者からの相談対応等を実施
- ・ 介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応

○ 福祉避難所の設置・活用の促進

- ・ 市町村の防災担当者、福祉担当者、福祉関係者等への周知
- ・ 福祉避難所となり得る施設の情報を取りまとめて周知をはかり、要援護者が避難所を選択できる状況となるように努めること

2 関係機関等との連携

○ 災害時における福祉サービスの継続(BCP)

- ・ ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との連携
- ・ 介護保険関係業務等の福祉サービスの継続

○ 保健師、看護師等の広域的な応援

- ・ 保健師、看護師、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士等の広域的な応援

○ 要援護者避難支援連絡会議(仮称)等を通じた緊密な連携の構築

- ・ 要援護者避難支援連絡会議を通じた関係機関等との間の情報共有等

3 避難支援ガイドラインに沿った取組の更なる発展

○ 関係機関等との間の情報伝達

- ・ 関係機関等における要援護者の支援担当の明確化
- ・ インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段による通信の確保

○ 要援護者情報の積極的な収集・共有

- ・ **関係機関共有方式(個人情報の避難支援体制の整備のための目的外利用・第三者提供)の積極的活用**

○ 市町村を中心とした取組の更なる促進

- ・ 障害者団体による積極的な支援活動
- ・ 雪害時の支援等への活用

災害時要援護者対策の進め方について(概要)

～避難支援が이드ラインのポイントと対応方策～

I 災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

- **防災関係部局と福祉関係部局との連携**
 - ・ 災害時要援護者支援班の設置は、市町村における支援体制を確立するための第一歩
- **市町村が行う要援護者対策に対する都道府県の支援・協力**
 - ・ 市町村や関係機関等を交えた検討会や研修会の実施、先進的な取組事例の紹介、モデルプランの作成等の支援

II 平常時からの福祉関係者との連携

- **情報共有化等による福祉関係者との連携強化**
 - ・ 平常時から福祉関係者と要援護者について議論する場を持ち、災害時の役割や情報伝達体制を定めておく

III 避難準備情報等の発令の判断基準の設定

- **地域特性を踏まえた避難準備情報等の判断基準の設定**
 - ・ ハザードマップを作成し、地域の実情を加味して避難準備情報等の具体的な判断基準を設定
- **早期の避難準備情報等の発令と適切な伝達手段の確立**
 - ・ 適切なタイミングで躊躇することなく避難準備情報等を発令
- **地域住民への避難準備情報等の適切な周知**
 - ・ ハザードマップの配布等を通じて、要援護者や支援者に対して避難準備情報等の意味を周知

IV 要援護者の範囲の決定

- **支援すべき要援護者の優先度の検討**
 - ・ 支援対象者は、①支援の必要性②家族・地域の支援力③居住地の災害への脆弱性といった3つの視点から検討

V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

- **個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用**
 - ・ 目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、関係機関等と要援護者情報を共有
- **行政内部における情報共有**
 - ・ 要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう情報の管理・更新方法を検討
- **行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保**
 - ・ 行政外の関係機関等に提供する際には、誓約書などにより守秘義務を確保するとともに、住所や氏名等の基本的な情報の提供にとどめる
- **要援護者情報の活用方策の検討**
 - ・ 避難支援プラン作成の際、同意が得られない要援護者については、情報を行政内部のみで共有し、活用

VI 住民等と連携した地域防災力の強化

- **日常の活動を通じた地域防災力の強化**
 - ・ 研修会などを通じた地域の要援護者支援に関する人材の育成
- **ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化**
 - ・ 地域住民も参加した要援護者マップの作成や要援護者搬送訓練の実施

VII 福祉避難所の設置・活用による支援

- **福祉避難所の設置に係る事前準備**
 - ・ 平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておく
- **発災時における福祉避難所での対応**
 - ・ 発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施

＜平成17年3月策定＞

避難勧告等の判断・伝達マニュアル 作成ガイドラインの概要

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
＜各市町村が作成＞

集中豪雨時等における情報伝達及び
高齢者等の避難支援に関する検討会

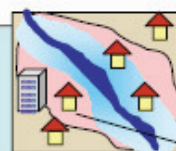
水害、高潮災害、土砂災害

※ 津波は、市町村にお
ける津波避難計画等
において整備

対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所（破堤が想定される箇所等）

避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流の到達範囲等を考
慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ特定



避難勧告等想
定対象区域

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

どのような状態になれば住民が避
難を開始する必要があるかをあら
かじめ確認し、関係機関から提供
される情報、自ら収集する情報等
を基に避難勧告等の発令の判断
基準（具体的な考え方）を整理

＜洪水＞

〇〇川（洪水予報指定河川）

避難準備	△時間後に危険水位到達、..
避難勧告	〇時間後に危険水位到達、..
避難指示	堤防決壊、危険水位到達、..

災害時は気象官署等と
ホットライン等を通じて
情報交換等しつつ、
総合的に判断

避難勧告等の伝達

本ガイドラインを基に、市町村は上記マニュアルを作成することが必要。国は、都道府
県とともにモデル的な取組み等を実施しつつ、市町村等のマニュアル作成を促進する
環境づくりに取り組むことが必要

〔資料 2〕 地震防災対策アクションプログラム（抜粋）

5-4 県民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる県民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

5-4.2 災害時要援護者を支援する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
〔アクション目標〕 5-4.2.1 災害時要援護者の支援指針を策定する				
1 災害時要援護者支援体制ワーキンググループの設置・運営	短	県	直接	防災統括室、関係課
2 災害時要援護者の特性に応じた支援マニュアルの策定	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3 災害時要援護者のデータベース化の推進（避難支援体制を確保するため、支援を要する人のリスト化の推進）	中	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
4 災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成（要援護者の特性に応じた機能等を有する避難所運営ガイドラインの策定）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
5 災害時要援護者向け避難所として福祉施設等の活用の検討（要援護者の特性毎の対応が可能な社会福祉施設の活用の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課

〔アクション目標〕 5-4.2.2 災害時要援護者を支援する体制を確保する

1 災害時要援護者支援のための意識啓発の実施（パンフレット等の作成・配布による要援護者の特性に応じた支援にかかる意識啓発の実施）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
2 福祉施設・介護保険事業所の役割分担の検討（各施設等の機能・役割に応じた支援体制等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3 専門職（介護職員、ケアマネージャー）の活用方策の検討（平時における支援者・支援機関との連携を確保した支援体制構築等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	障害福祉課、長寿社会課

上記については、災害時要援護者支援の主な取組を示した部分であり、その他の施策の柱においても災害時要援護者支援に関する取組を実施します。

〔資料３〕災害時要援護者の現状

区 分	人 数 A	県総人口 B	A/B (%)	基準日
高齢者（65 歳以上）	282,281	1,445,590	1 9 . 5 3	H17.10.1
要介護等高齢者	45,282	1,425,839	3 . 1 8	H17.3.31
身体障害者・児	56,657	1,425,839	3 . 9 7	H17.3.31
肢体	31,479		2 . 2 1	
視覚	5,274		0 . 3 7	
聴覚	6,169		0 . 4 3	
内部	13,735		0 . 9 6	
知的障害者・児	7,372	1,425,839	0 . 5 2	H17.3.31
精神障害者	9,499	1,426,340	0 . 6 7	H17.6.30
難病患者 (特定疾患医療受給者証交付対象者)	6,215	1,425,839	0 . 4 4	H17.3.31
透析患者	2,428	1,429,811	0 . 1 7	H16.12.31
妊婦（妊娠届出）	11,780			H16
乳幼児	76,361	1,429,969	5 . 3 4	H16.10.1
在住外国人	11,508	1,420,597	0 . 8 1	H17.12.31

注）人数 A については、重複している場合がある
県総人口は、各調査日における県市町村別推計人口による

1.2 要援護者が抱える災害時の支障

要援護者が災害時に遭遇する支障は、それぞれ異なります。

表1.1に示すように、要援護者が災害時に陥りやすい主な支障は、情報が伝達・理解されにくい「情報支障」、被災をまぬがれるための「危険回避行動支障」、日常の移動空間が被災したことによる「移動行動支障」（「避難行動支障」も含む）、被災により日常生活行動が狭められる「生活行動支障」（避難所等も含む）、急激な生活環境の変化へ心理的・精神的に対応できない「適応支障」、さらに生活環境面からは住宅・建物構造等の「構造支障」、生活再建に向けた「経済支障」などに区分されます。

表1.1 要援護者が災害時に陥りやすい支障

支障の要因	具体的な支障
情報支障	・ 情報を受けたり伝えたりすることが困難である ・ 情報を理解したり、判断することが不可能だったり、理解するまでに長時間を要する ・ 通常の緊急情報伝達手段だけでは、一般の人への情報伝達漏れが生じやすく、特に視覚・聴覚障害をもつ人への情報伝達漏れが生じ（緊急情報、災害後の生活情報とも）、緊急時の情報入手がむずかしい ・ 外国語による情報伝達が行なわれないため、情報伝達漏れが生じたり、避難指示情報等が理解されにくい ・ 外国人、旅行者・観光客等は、その地域特有の災害の知識が不十分な傾向がある上、避難路や避難場所を知らないことが多い
危険回避行動支障	・ 瞬発力に欠けるため危険回避が遅れ、倒れた家具などから身を守れない ・ 風水害時の強風や濁流等に抗することができず、死傷しやすい ・ 危険回避しようとしてあわてて行動することで、逆に死傷してしまう
移動行動支障	・ 体力不足などによる避難の遅れが生じる ・ 移動が困難なため、被災により日常の移動行動に支障が生じる ・ 自宅の被害により、自宅内での行動に支障が生じる ・ 独自の補助具などが入手しにくいことによる移動支障が生じる ・ 被災した道路の段差、冠水などによる移動の支障が生じる ・ バリアフリー建物等が被災することによる移動支障が生じる
生活行動支障	・ 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持がむずかしい ・ 自宅や周囲が被災することにより、日常生活に支障が生じる ・ 避難所がバリアフリー化されておらず、生活行動に支障がある人が必要とする手すりや洋式トイレがないなどの避難所が多い。また、市区町村などの福祉避難所の準備・整備が不十分なこともあり、環境の整った施設等が不十分
適応支障	・ 心理的動揺が激しいこともあり、適切な危険回避行動をとりにくい ・ 精神的障害による不安定な状態が被災により増幅される ・ 日常生活の変化への適応力が不足しており、回復が遅い ・ 感染症等への抵抗力が弱く、避難所で病気にかかることが多い〔一般の人〕 ・ 避難所の構造、支援体制不足、避難者の不理解などのため、障害をもつ人が共同生活をするのがむずかしい ・ 文化的な不理解などから、外国人は避難所での共同生活がむずかしいことがある
構造支障、経済支障	・ 住宅構造上の問題（非耐震化、家具等の転倒防止策が不十分）により、地震時の死傷者が多い ・ 広報・相談・カウンセリングが不十分なための救援の遅れが生じる ・ 経済支障による復旧・復興への支障が生じる

要援護者が災害時に受けやすい支障は、災害の種類だけでなく、災害の時期（「緊急期」、「避難救援期」、「復旧・復興期」等）などの時間的経過によっても異なってきます。要援護者は、これらの支障を重複して被りやすく、被災したことにより、潜在的にもっている支障が増幅される場合もみられるなど、一般の人々に比べて、災害による被害を重く受けがちであり、災害からの回復・生活再建も遅くなりがちです。

また、要援護者の側だけでなく、避難所の構造や支援体制上の不備、周囲の人々の不理解により支障が生じることもあるので、これらへの理解が必要です。

1.3 要援護者の特徴とニーズ

表 1.2 に示すように、個々人のそれぞれの状態に応じて災害時における要援護者のニーズは異なります。

表 1.2 災害時要援護者の特徴およびニーズ(例)

区 分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要になることがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。

	内 部 障 害 者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
	知 的 障 害 者	○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
	精 神 障 害 者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
	乳 児 幼 児	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
	妊 産 婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
	外 国 人	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

表 1.3 に、要援護者に必要とされる器具や物資、技術を示します。

表 1.3 要援護者に必要なものと技術（例）

要援護者		必要な器具・物資等	必要な技術
共通するもの		水（お湯）	こころのケア
介護を要する人	要介護度の高い高齢者	紙おむつなどの介護用品、衛生用品 毛布、ポータブルトイレ、 嚥下しやすく暖かい食事 避難用のひも、ロープ、担架等	日常介護（食事、用便、入浴、 着替え、投薬等） 移動介助、避難介助（車での 避難も含む） 感染症対策
	乳幼児のいる家庭	紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター、衛生用品など	乳幼児の世話、感染症対策
身体面の支援を要する人	体の不自由な人	杖、歩行器、車いす、 バリアフリーの避難所、トイレ 避難用のひも、ロープ、担架等	障害に応じた日常介護（食事、 用便、入浴、着替え等）、 トイレ等への移動介助、 避難介助（車での避難も含む）
	病弱者や内部障害など	日頃服用している薬や使用している 装具 ・ぼうこうまたは直腸機能に障害のある人：ストマ用装具等 ・喉頭摘出者：気管孔エプロン 人工喉頭、携帯用会話補助装置 ・呼吸器機能障害者：酸素ボンベ かかりつけ医療機関、装具の販売店の連絡先などのメモ	必要とする医療や薬剤等の判断 災害時に代替する医療機関の紹介（人工透析、薬物療法、 導尿、洗腸等） 移動手段（搬送）の提供
情報面での支援等を要する人	目の不自由な人	白杖・点字器、ラジオ、携帯電話	音声による情報伝達、 歩行介助、避難介助（車での 避難も含む）
	耳の不自由な人	補聴器、補聴器用の電池 筆談のためのメモ用紙、筆記用具 救助を求めるための笛やブザー、 携帯電話やファックス	手話、筆談、 災害後の広報誌（紙）、情報誌 （紙）等
	知的障害のある人	自宅住所や連絡先の書かれた身分証 など、携帯電話	災害発生後に落ち着かせること、 周囲の理解
	精神的障害のある人	必要とする薬剤等 症状に応じ、自宅住所や連絡先の書 かれた身分証など	災害発生後に落ち着かせるなど 適切な処置、医療、周囲の 理解
	外国人	災害や緊急時の専門用語の対訳され たカード、多言語辞書等	災害や緊急時の専門用語も含 めた通訳・翻訳

(2) 災害時要援護者名簿に関する覚書等（東京都渋谷区）

① 別記様式2

災害時要援護者名簿に関する覚書

東京都渋谷区（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、災害時要援護者名簿（以下「名簿」という）の交付及び受領に関して、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、災害時における要援護者の避難及び救援対策の一環として、名簿を作成して乙に交付するものとする。
- 2 乙は、名簿の受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深く係わるものであるため、災害時等の緊急対策以外には使用しないものとし、別に情報管理者を定め、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

平成 年 月 日

甲 渋谷区宇田川町 1－1

渋谷区長 桑 原 敏 武

乙

会 長

⑨

②別記様式3

災害時要援護者名簿受領書

本日、災害時要援護者名簿一通を確かに受領いたしました。
この情報は、災害時等の緊急対策以外には一切使用いたしません。

平成 年 月 日

渋谷区長 桑 原 敏 武 殿

住 所 渋谷区

組織代表者

自主防災会

会 長

⑩

住 所 渋谷区

情報管理者

⑩

(自主防災会会長以外の役員の方)

[資料6]

災 害 時 要 援 護 者 登 録 台 帳

記載例

作成 H 年 月 日		廃止 H 年 月 日 (理由)	
自治区名	西町自治区	民生委員氏名	〇〇 〇〇
		TEL	〇〇-〇〇〇〇
		FAX	〇〇-〇〇〇〇
災害時要援護者《高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他 ()》			
住所		豊田市西町3-60 TEL 31-1212	
氏名			
豊田 太郎		(男・女) 生年月日 大正 10年 10月 10日	
緊急時家族等の連絡先 (ひとり暮らしの場合のみ)			
氏名 豊田 一郎		続柄(子) TEL 052-〇〇〇-〇〇〇〇	
氏名 豊田 次郎		続柄(弟) TEL 0565-〇〇-〇〇〇〇	
家族構成 (本人含む)		住宅の着工時期	
2 人		昭和56年5月31日より (以前 以後 不明)	
特記事項			
本人は要介護4で1人では歩行が困難。妻と2人暮らしであるが老夫婦世帯であるため、緊急時の避難には第3者の手助けが必要である。 (必要な保健・医療・福祉サービス) 人工透析を受けている。			
地域支援者 (助け合う仲間) ※自治区記入		地域支援者 (助け合う仲間)	
住所 豊田市西町3-〇〇		住所 豊田市西町3-〇〇	
氏名 三好 太郎		氏名 藤岡 一郎	
TEL 〇〇-〇〇〇〇		TEL 〇〇-〇〇〇〇	
地域支援者 (助け合う仲間)		地域支援者 (助け合う仲間)	
住所		住所	
氏名		氏名	
TEL		TEL	
組 名			
〇〇 組			

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

豊田市長 鈴木 公平

記載要領

- 1 自治区名 災害時要援護者の所属する自治区名を記入。
- 2 民生委員氏名 災害時要援護者を担当する民生委員の氏名及び電話番号を記入。
- 3 災害時要援護者 下記を参考にして、高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他の該当箇所を○で囲むとともに、本人の住所、電話番号、氏名、男女別、生年月日を記入。
 - ・高齢要介護者…介護保険の要介護認定者及びこれに準ずる方。
 - ・ひとり暮らし高齢者…ひとり暮らし高齢者等登録者に未登録の独居者も含む。
 - ・障害者…すべての心身障害者の方。
 - ・その他…上記以外の方。（ ）内には理由を記入。
 緊急時家族等の連絡先はひとり暮らしの場合にのみ記入。
- 4 家族構成 本人を含んだ同居家族の人数を記入。
- 5 住宅の着工時期 該当するものを○で囲む。
- 6 特記事項 本人の状況、家族の状況等災害時に参考になる事項を記入。
- 7 地域支援者 本人の所属する自治区の組の方等近くにお住まいの方々に趣旨を説明し、（助け合う仲間）合意の上で支援者を2名以上記入。
- 8 組名 本人の所属する組名を記入。

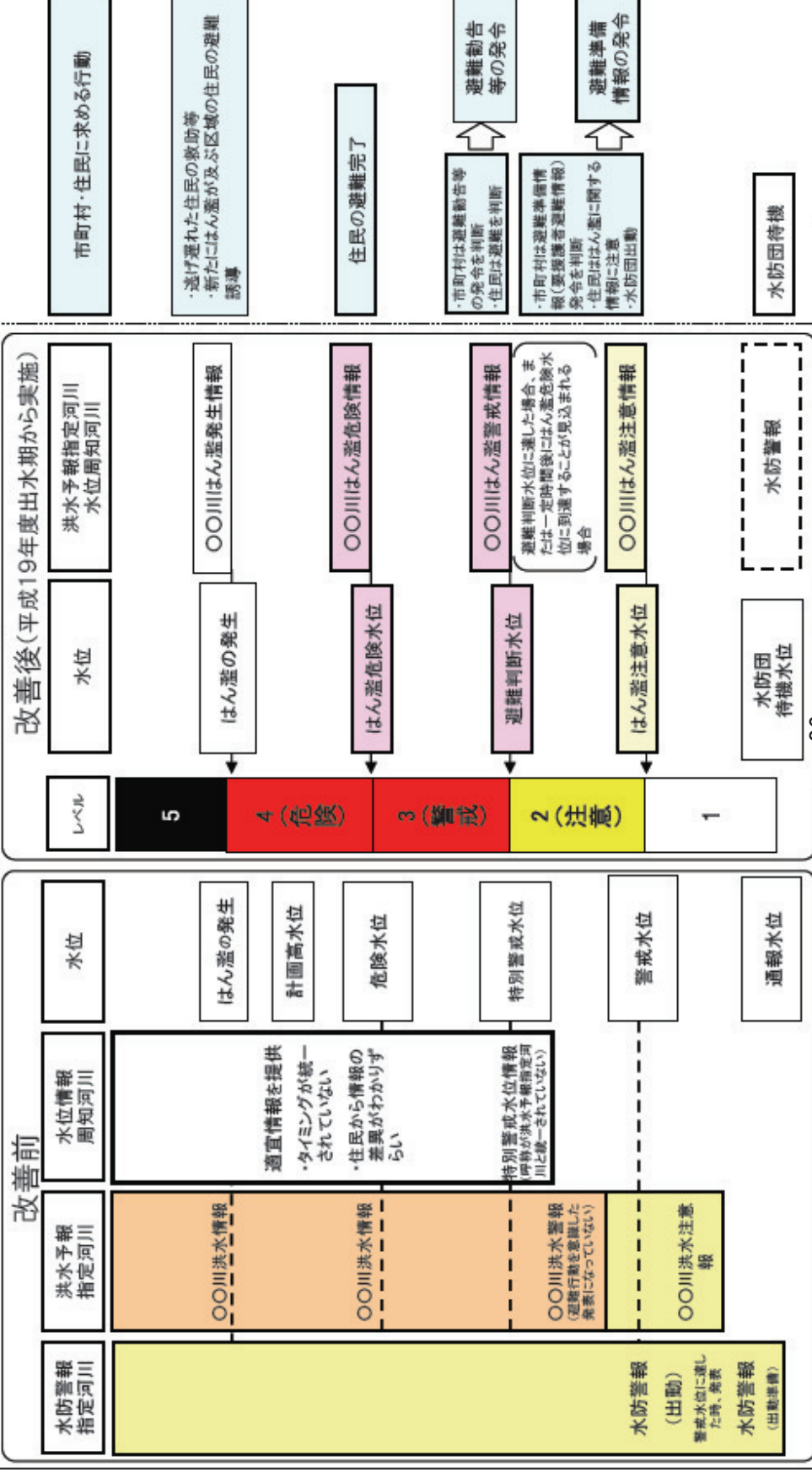
災害時メモ

年 月 日 記入
年 月 日 記入
年 月 日 記入

洪水等に関する防災情報体系の見直しの概要

- ①大河川、中小河川を問わず発表する防災情報とそれに対応する水位を統一
 ②発表情報と避難行動等との関連を明確化
 ③水位名称を受け手のとるべき行動や危険度レベルがわかるものに改善

詳しくは、平成18年6月22日発表報道発表資料「洪水等に関する防災情報体系のあり方について」の提言について』を参照願います。
http://www.jma.go.jp/jma/press/0606/22a/kouzui_yougo_houkoku.htmlまたは
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/05/050622_2_.html



※橋脚や量水標に危険レベルがわかるよう全国統一したカラー表示

県・市町村災害時要援護者関係課一覧

平成19年4月現在

	市町村名	高齢福祉関係		障害(身体・知的)福祉関係	精神保健関係	児童福祉関係	保健衛生関係	災害救助事務	防災担当
1	奈良市	介護総務課	介護福祉課	障がい福祉課	保健予防課	子育て課	保健所健康増進課	福祉総務課	危機管理課
2	大和高田市	福祉総務課	介護保険課	社会福祉課	社会福祉課	児童福祉課	保健センター	福祉総務課	総務課
3	大和郡山市	介護福祉課		厚生福祉課	厚生福祉課 保険年金課 保健センター	こども福祉課	保健センター	市民安全課	市民安全課
4	天理市	介護福祉課		社会福祉課	社会福祉課	児童福祉課	健康推進課	社会福祉課	防災課
5	橿原市	介護福祉課		在宅福祉課	在宅福祉課 保険医療課	児童福祉課	健康増進課	福祉政策課	防災安全課
6	桜井市	高齢福祉課		社会福祉課	社会福祉課	児童福祉課	健康推進課	社会福祉課	防災安全課
7	五條市	介護福祉課		社会福祉課	社会福祉課 保険課 保健福祉センター	児童福祉課	保健福祉センター	社会福祉課	庶務課
8	御所市	健康増進課		福祉課	福祉課	児童課	健康推進課	福祉課	総務課
9	生駒市	介護保険課	福祉総務課 福祉支援課	福祉支援課	健康課	児童福祉課	健康課	福祉総務課	総務課
10	香芝市	介護福祉課		社会福祉課	社会福祉課 保健センター	児童福祉課	保健センター	社会福祉課	企画政策課
11	葛城市	高齢福祉課		社会福祉課	社会福祉課	児童福祉課	新庄健康福祉センター 當麻保健センター	社会福祉課	総務財政課
12	宇陀市	長寿介護課		市民福祉課	市民福祉課	市民福祉課	健康づくり課	厚生保護課	危機管理課
13	山添村	住民課	保健福祉課	保健福祉課	保険福祉課 住民課	保健福祉課	保健福祉課	総務課	総務課
14	平群町	福祉課		福祉課	福祉課・健康課 国保年金課	福祉課	健康課	福祉課	総務財政課
15	三郷町	高齢福祉課		福祉課	保健センター	福祉課	保健センター	総務課	総務課
16	斑鳩町	福祉課		福祉課	福祉課 健康推進課	福祉課	保健センター	福祉課	総務課
17	安堵町	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課 住民課	住民課	健康福祉課	産業課	産業課
18	川西町	健康長寿課	介護高齢室	健康長寿課	健康対策課 福祉課	住民福祉課	健康長寿課 保健センター	総務課	総務課
19	三宅町	健康福祉課		福祉課	健康対策課 福祉課	健康福祉課	健康対策課	健康福祉課	総務課
20	田原本町	長寿介護課		福祉課	福祉課 健康対策課	福祉課	健康対策課	総務課	総務課
21	曽爾村	住民生活課		住民生活課	住民生活課	住民生活課	住民生活課	総務課	総務課
22	御杖村	保健福祉課		福祉課	福祉課	保健福祉課	福祉課	保健福祉課	総務課
23	高取町	住民福祉課		住民福祉課	住民福祉課 保健センター	住民福祉課	保健センター	住民福祉課	総務企画課
24	明日香村	住民課		住民課	住民課	住民課	健康福祉課	総務課	総務課
25	上牧町	生き活き対策課		福祉課	福祉課	福祉課	保健福祉センター	福祉課	総務課
26	王寺町	福祉介護課		福祉介護課	福祉介護課	福祉介護課	保健センター	福祉介護課	総務課
27	広陵町	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	保健センター	健康福祉課	総務課
28	河合町	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課 住民福祉課	健康福祉課	保健センター	総務課	総務課
29	吉野町	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課 町民課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	総務課
30	大淀町	福祉介護課	少子高齢化社会対策課	福祉課	福祉課 保健センター	少子高齢化社会対策課	保健センター	福祉介護課 総務課	総務課
31	下市町	介護支援課		住民福祉課	住民福祉課 ほけん年金課 健康増進課	住民福祉課	保健センター	住民福祉課	総務課
32	黒滝村	保健福祉課		住民福祉課	住民福祉課	保健福祉課	保健福祉課	総務課	総務課
33	天川村	住民課		住民課	健康対策課	住民課	健康対策課	住民課・総務課	総務課
34	野迫川村	住民課	ゆうゆう苑(高齢者 保健福祉センター)	住民課	住民課	住民課	住民課	住民課	総務課
35	十津川村	福祉事務所		福祉事務所	福祉事務所	福祉事務所	福祉事務所	総務課	総務課
36	下北山村	保健福祉課		保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	総務課	総務課
37	上北山村	保健福祉課		保健福祉課	保健福祉課	住民課	保健福祉課	総務企画課	総務企画課
38	川上村	住民福祉課		保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	総務課	総務課
39	東吉野村	住民福祉課		保健福祉課	保健福祉課	住民福祉課	保健福祉課	住民福祉課	総務企画課
	奈良県	長寿社会課		障害福祉課	健康増進課	こども家庭課	医務課	福祉政策課	防災統括室

図4 避難支援プラン・個別計画記載例 (表)

平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名		民生 委員		TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>					
住所				TEL FAX	
氏名	(男・女)			生年 月日	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄()	住所		
氏名		続柄()	住所		TEL
家族構成・同居状況等			居住建物の構造	木造二階建て、昭和〇年着工	
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住・・・			普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等	
特記事項			要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要		
緊急通報システム (あり・なし)			肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。		
避難支援者					
氏名		続柄()	住所		
氏名		続柄()	住所		

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先
〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。
※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

その他
担当している介護保険事業者名、連絡先等

避難所

	避難支援者宅	
	避難支援者宅	

避難所(集会所)

豪雨時等はマンホールに注意

冠水に注意

避難所の要援護者班: 〇〇さん、△△さん、□□さん
福祉避難室: 1階和室

(5) 南アルプス市災害時要援護者支援マニュアル

① 南アルプス市災害時要援護者実態調査票

		記入者氏名	
		記入年月日	年 月 日
要援護者氏名		血液型	A・B・O・AB
住 所		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生	年 齢	満 歳
避 難 場 所	避難所 () ・ その他 ()		
区 分	高齢者 ・ 身体障害者 (肢体不自由 ・ 視覚 ・ 聴覚 ・ その他) 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病 ・ その他 ()		
現病歴・既往症			
服 薬 状 況			
要 援 護 者 本人の状況 ・ 身体面 ・ 精神面 ・ 困っている事			
家 族 の 状 況 (家族構成、 避難状況等)			
社会福祉施設 への緊急入所 等の 必 要 性			
調 査 員 所 見 (支援内容等)			

(6) 山梨県災害時避難対策指針

①【様式：避難所の基本事項（例）】

避難所

避難所名	()地区 ()避難所
建物の所有者	1 ○○(最寄りの施設職員) 電話番号() 2 ○○(最寄りの避難所担当職員) 電話番号() 3 ○○(地域住民の代表者1) 電話番号() 4 ○○(地域住民の代表者2) 電話番号()
避難スペース	1 体育館 (収容可能人員 名) 2 ○○室 (収容可能人員 名) 3 ○○室 (収容可能人員 名) 合 計 収容可能人員 名 ※注意事項 建物の安全を確認するまでは、中に入れない。 上記以外の場所には、施設管理者の指示があるまで入らない。 できるだけ1箇所に集まる。
物資の備蓄場所	○○倉庫 : 食料(食) 毛布(枚) 体育館舞台裏: 管理運営用事務用品等一式
市町村の担当者	()課 ○○ 電話番号() ※担当者本人がいないとき、その他不明な点があれば、災害対策本部○○班に連絡 電話番号()
施設の担当者	()先生 電話番号() ()先生 電話番号()
避難所運営組織の担当者	代表者 ()さん 電話番号() 代表者代理 ()さん 電話番号() 総務班 ()さん 電話番号() 被災者管理班()さん 電話番号() 情報班 ()さん 電話番号() 施設管理班 ()さん 電話番号() 食料・物資班()さん 電話番号() 救護班 ()さん 電話番号() 衛生班 ()さん 電話番号() ボランティア班()さん 電話番号() 要援護者班 ()さん 電話番号()
その他の主な事前確認事項	1 2 3 4

②【様式：開設準備チェックリスト(例)】

避難所

チェック項目	チェック内容
□1. 開設方針の確認	・本部から開設指示が出たか。 ・避難勧告が出ているか。 ・被災者が開設を求めているか。
□2. 開設準備への協力要請	・避難者に対して当面の運営協力を呼びかける。 《参考資料1：呼びかけ文例》
□3. 施設の安全確認 ※一見して施設が危険であると判断できる場合は、直ちに市町村災害策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。	・建物が危険でないか点検する。【様式：建物被災状況チェックシート】 ・火災や土砂災害等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の状況を確認し、防止措置を実施する。 ・落下、転倒しそうなものがあれば撤去する。 ・ガス漏れがないか確認する。等 ・危険箇所には張り紙をしたりロープを張る。 ・ライフラインの使用可否を点検する。 ・安全性に不安があるときは、市町村災害対策本部に連絡する。
□4. 避難所運営用設備等の確認	・施設の安全確認後、確認設備(電話、パソコン、放送設備)等の使用可否を確認する。
□5. 避難者の安全確保	・開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する(ただし、施設の安全確認後とする。) ・自家用車は、原則、乗り入れを禁止とする。
□6. 機材・物資の確認	・備蓄倉庫 [場所:] ・運営用備品 [場所:]
□7. 居住組の編成	・原則として世帯を一つの単位とする。 ・避難所内の部屋単位などで編成する。 ・観光客などともと地域内に居住していない避難者はまとめて編成する。
□8. 避難所利用範囲等の確認 ※利用の可否を確認し、避難所として利用しがたい場合は、直ちに市町村災害策本部に連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。	・施設の安全確認後、避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。 ・管理運営、救援活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 ・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。 【様式：避難所の開放スペース等】
□9. 利用室内の整理・清掃	・破損物等の片付け ・机・いす等の片付け ・清掃
□10. 受付の設置	・受付の設置場所 [場所:] (長机、いす、筆記用具等の準備) ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
□11. 避難所看板設置	・門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

※以下は、災害発生直後から最低限必要な内容(避難者、安否確認情報等)を把握するための例

避雄所

災害時要援護者リスト

[illegible]

※要配慮の内容

1. 重度の傷病 2. 介護を要する障害者・高齢者等 3. 2に該当しない障害者・高齢者等
4. 乳児 5. 産婦 6. 日本語を解さない外国人 7. その他

関係法令

＜参 考：災害時要援護者対策の責務＞ 災害対策基本法より抜粋

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 （略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

14 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項

＜参 考：災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

(平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号) より抜粋

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅含む）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

(略)

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費として、100 人 1 日当たり 30,000 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

＜参 考：災害救助法による救助の実施について＞

(昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号 厚生省社会局長通知) より抜粋

第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第 9 条第 1 項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

(略)

(オ)「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね 10 人の対象者に 1 人の相談などに当る介助員などを配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器などの器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

＜参 考：大規模災害における応急救助の指針について＞

(平成9年6月30日 社援保第122号 厚生省社会・援護局保護課長通知) より抜粋

第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

3 避難所における支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設すること。

(2) 相談窓口の設備

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置すること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所を指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。（以下略）

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

(4) 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

(5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

(6) 福祉避難所の管理・運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。



3月25日に発生した能登半島地震では、石川県の3市4町に被害をもたらした。甚大な家屋被害が発生した地域では、現在も避難所で多くの住民が生活をおくっている。

能登半島地震では、高齢化率の高い地域が被災し、高齢者を中心とした被災者の避難生活支援が大きな課題となっている。その際にポイントとなるのは、応急的に被災者を支援する「災害救助法」に規定されている「福祉避難所」の活用である。

現地避難所では、発災後2日

能登地震の教訓



田村 圭子

新潟大学・災害復興科学センター准教授

専門は危機管理、災害福祉。内閣府・災害時要援護者の避難支援にかかわる検討会委員。46歳。

T100・8055 読売新聞東京本社解説部 kaisetsu@yomiuri.com

福祉避難所の活用急務

中心とした支援が始まっている。しかし、被災者、特に高齢者にとっては、避難所での生活は想像以上に心身の負担を強いられるものである。現地では「避難所は年寄りにはつらい環境」などの切実な声が聞かれた。

災害救助法では、一般の避難

を設けることができる。しかし、福祉避難所には、おおむね10人に1人の割合で、相談などに当たる介助員などを配置したり、支援に必要な消耗品や器材を置いたりすることができ、費用は国庫で賄われる。

この制度をうまく利用することによって、高齢者の避難生活

施設であるが、これらの施設は既に入所者・入院者でいっぱいになっていることが多い。ほかに、保育所や旅館・ホテルなどの施設が考えられるが、数が少ない。また、事前に自治体がこうした施設を指定し、協定を結んでおかなければ転用は難しい。制度自体がよく知られてい

ないこともあり、福祉避難所の指定は進んでいない。被災地の一般避難所では、体調を崩して入院したり、福祉施設に緊急入所する人の数が増加している。だが、症状が緩和すれば退院しなければならぬ。介護保険制度を利用して福祉施設へ緊急入所した場合も「在宅での生活が可能なら在宅で生活を送る」というのが介護保険の原則だ。

外部の視点を得ながら、地域の行政、医療・保健・福祉の専門家による対策会議を実施することが、高齢者を中心とした被災者の今後の支援に効果的な手立てとなる。

け皿として、また入院・入所に至らないで避難生活を送る手立てとして、早い段階での福祉避難所設立が望まれたが、被害が甚大であった、輪島市門前町支所の健康福祉課職員によれば、「必要性はわかっていても、避難所でお年寄りが熱を出したなどの眼前の対応に追われ、根本

目に最低限の衣食住が確保され、5日目には専門職を持つボランティアによる医療や保健を

所のほか、避難所での生活で特別な配慮を必要とする高齢者などを受け入れる「福祉避難所」

を支援することが可能になるが、これまでの例を見ると、効果的に運用できた被災地はまだほとんどない。

理由は、福祉避難所を設置する場所や、介護を行う人材を緊急に確保することが難しいことがある。福祉避難所に最もふさわしい場所は、福祉施設や医療

施設へ緊急入所した場合も「在宅での生活が可能なら在宅で生活を送る」というのが介護保険の原則だ。

的な課題解決を考える時間が少ない」のが現状である。災害はいつどこで起るかかわからない。日ごろから国や自治体は福祉避難所の制度を周知徹底し、具体的な指定を促進する努力が大切だ。また、いざ災害が発生すると、現場だけでは、長期的・系統的な対策を考えることが難しい。今回の災害では、新潟県中越地震の被災市町村が、新潟県と支援チームを結成し、住宅の「罹災判定」を中心とした支援を行っている。こうした災害対応経験を待つ外部自治体からの支援の動きをもっと進めることが必要だ。

(7) 福祉避難所の設置に関する協定

① 災害時における相互協力に関する協定（豊島区）

6-52 災害時における相互協力に関する協定

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア豊島（以下「乙」という。）の間に
 おいて、次のとおり災害時における相互協力に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり
 締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民等の安全の確保を
 図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は、乙の了承のもとに乙の管理施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に
 提供する。
- （2）甲及び乙は協議のうえ、別紙に掲げる施設のうち第二次避難所（以下「避難所」という。）
 として地域住民に開放する特定の場所の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図る
 ものとする。
- （3）前号に規定する避難所は、高齢者（介護を要する高齢者にあつては、その介護者（家族等）
 を含む）対象とする。

（避難所の開設）

第3条 災害時において豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）が救援センター
 （被災した区民等の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に
 設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊機能を整備）では十分な救援・救護活動が出来ない
 と認めたときは、甲は、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を
 通知し、了承を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知する
 ものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するもの
 とする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、
 乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請
 につき、7日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消

に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月1日

(甲) 豊 島 区 長 高 野 之 夫

(乙) 社会福祉法人 フロンティア豊島
理 事 長 白 山 利 雄

能登半島地震及び新潟県中越地震における災害時要援護者対応(※内閣府報道資料より作成)

項目	能登半島地震（2007年3月25日9時42分発生）	新潟県中越地震（2004年10月23日17時56分発生）
[本部の設置等]	・厚生労働省災害対策本部設置(3月25日10:02)	・災害対策本部設置(10月23日19時05分)
		・厚生労働省災害対策本部本部員会議を開催し、現地連絡室の設置を決定(10月25日)
[医療活動関係]	厚生労働省において、広域災害・救急医療情報システムを災害モードにて運用	・国立病院機構災害医療センター、国立国際医療センターほか、各地の医療センター、病院より医療班を現地に派遣、医療支援活動を実施
	各都道府県担当者へDMAT待機を要請	・新潟県、福島県、群馬県、長野県に対し、関係機関と連携の上、人工透析の提供及び難病患者等への医療の確保体制を確保するよう要請(10月24日)
	広域災害救急医療情報システムへの入力を依頼	・新潟県知事から各県知事への医療支援要請を受け、複数県の社会保険病院及び厚生年金病院において、派遣する医師等を登録(10月27日)。
	石川県・富山県・福井県のDMATに対して派遣要請	・新潟労働局に対し、消毒薬等救急薬品を新潟県災害対策本部へ配付するよう指示(10月27日)。これを受け新潟労働局は、小千谷市、十日町市、長岡市、柏崎市及び栃尾市の各災害対策本部に対して消毒薬等救急薬品の配付を開始(10月28日)。
	災害医療センターが医療班を輪島市へ派遣(3/25～3/27)	・被災者に対する医薬品等の提供等のため、日本薬剤師会が薬剤師ボランティアを派遣(10月25日)したことに対し、都道府県に対し協力を要請(10月28日)。
	金沢医療センターが看護師4名を市立輪島病院へ派遣	
	輪島市からの要請を受けて、金沢医療センターが医療班(医師1名は医王病院所属)を輪島市門前町へ派遣(3/28～3/29)	
[こころのケア対策関係]	・被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名及び当省精神・障害保健課の担当官を現地に派遣(3/27)	・被災者のPTSD対策を含むこころのケア対策について、新潟県から、専門家の派遣等に関し要請を受ける。(10月25日12時10分)これらを踏まえ、被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため、国立精神・神経センターからPTSD専門家を現地に派遣(10月25日～)
	・石川県に対し、「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を周知(3/27)	・新潟県庁において県の担当者等と協議を行い、引き続き十日町市等の現地で実情を把握(10月26日)
	・日本赤十字社は、避難所に臨床心理士を派遣し、こころのケア活動を実施	・国立精神・神経センターの専門医を1名追加派遣(10月27日)。
		・県庁主催の「こころのケア対策会議」の開催及び「こころのケアチームマニュアル」作成に際し技術的助言。(10月28日)
		・精神保健福祉課担当官が県庁において対策検討の技術的助言を、国立精神・神経センター医療班(第2班)が十日町市においてこころのケアを実施(10月29日)
		・独立行政法人労働者健康福祉機構の新潟産業保健推進センターに相談窓口を設置し(11月2日)、被災労働者等のメンタルヘルスを含む健康問題について、フリーダイヤルによる電話相談に応じるとともに、窓口相談を実施。
		・国立精神・神経センター、都道府県等から派遣されたチーム等14班が活動(11月1日)
[被災者等の健康に対する対応]	・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、石川県等に周知(3/25)	・巡回健康相談
	・いわゆる「エコノミークラス症候群」予防Q&Aを石川県等に情報提供し、関係機関等への周知を依頼(3/26)	・被災者に対する健康管理体制を支援するため、健康局総務課保健指導室の専門官を現地に派遣(10月25日)。
	・「能登半島地震緊急避難時における肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防に関する提言」を石川県等へ情報提供し、関係機関等への周知を依頼(3/27)	・避難所のみならず被災された地域住民全体の健康管理に関する支援について、新潟県から要請を受け(10月26日)、現在各都道府県等からの保健師の派遣の可否について照会を実施。(12月22日時点で35名が活動中)
		・被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防についての対応
		・被災者のうち車中で生活を余儀なくされている方々等を念頭に置いて、いわゆる「エコノミークラス症候群」の予防に関するガイドラインについて新潟県に情報提供し、医療機関等への配布等を依頼した(10月29日)。
		・予防接種に関する対応
		・他市町村へ避難している被災者の方々が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合に、その旨の申出を受けた市町村の長による予防接種の実施について特段の配慮を求めるとともに、その際の実施方法等について定めた事務連絡を各都道府県宛に送付した(10月29日)。
		・新潟県の依頼を受け、インフルエンザワクチン製造業者に対し、保管しているワクチン100万本からの被災地域への供給及び卸売販売業者への速やかな出荷を要請(11月4日)

項目	能登半島地震（2007年3月25日9時42分発生）	新潟県中越地震（2004年10月23日17時56分発生）
[高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応]	○避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を石川県及び金沢市に通知。(3/25)	・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県に通知(10月24日)
	○避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ石川県内の社会福祉法人に依頼(3/27)	・要援護者の社会福祉施設等への受入等についての考えられる取り組みや留意事項及び特例措置等について新潟県及び新潟市に通知(11月2日)
	○廃用症候群関連 ・避難生活に伴う廃用症候群の発症予防のための留意事項等及び利用者向け資料の周知及び活用について、石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(3/26)	・高齢者、障害者等の要援護者の社会福祉施設での受入に関し、被災地域内の施設での避難者受入状況を調査するとともに、更なる受入について施設の協力を要請。新潟県の被災地域及び近隣5県内の社会福祉施設における避難者用援護者の受入可能性について各県を通じ調査し、当該情報を新潟県に提供。
	○被災した要介護の高齢者等に対する避難所等における対応、介護保険施設等における受け入れ、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免及び要介護認定事務の取扱い等の緊急的な措置への対応について石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(3/27)	・罹災地域における社会福祉施設等の入居者等の生活を確保するため、職員の派遣について協力するように各都道府県、指定都市等に要請(11月1日)
	○被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援のため、点字や音声、文字等による災害情報の提供、手話通訳者等の派遣等の対応について、石川県へ通知(3/26)	・新潟県及び新潟市に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供に係る留意事項について通知(11月4日)
	○被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援のため、視聴覚障害者関係団体に対し、点字や音声、文字等による災害情報の提供、手話通訳者等の派遣等について協力依頼(3/26)	・各都道府県等に対し、国からの応援派遣の協力要請に際しては、可能な限り介護職員等が確保できるよう協力をお願いする旨を通知(11月4日)
	○避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、石川県等から、旅館、ホテルに対して、避難所として受入要請があった場合の協力について、全国旅館生活衛生同業組合連合会に依頼(3/28)	・十日町市等のボランティアセンターにおいて、避難所・在宅での支援ニーズの把握のための世帯訪問を実施(11月3日～)
	○被災地における障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について、石川県へ通知(3/28)	・事業者団体に応援派遣可能なヘルパーを要請し、ホームヘルパー43人、看護師11人(11月3日)を確保し、県に申し出。
	○罹災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設に対して、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国へ申し出るよう通知(3/30)	・民間入浴事業者団体の協力を求め、訪問入浴車で訪問入浴を実施
	○石川県及び金沢市に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供について、介護サービスが必要な者及びその需要を把握し、対応が困難な場合には、介護サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えるよう通知(3/30)	・全国旅館生活衛生同業組合連合会に対し、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、新潟県及び被災市町村等から旅館・ホテルに対して避難所等として活用したいとの要請があった場合には、積極的に協力していただくよう依頼(10月27日)(新潟県において4,778人分を市町村ごとに割り当て、11月29日受入開始 11月25日608人受入)
	○被災した要援護障害者等に対する避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、利用者負担の減免等の緊急的な措置への対応について石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(4/3)	・障害者の支援費制度の取扱いについて、避難先等においてサービスを提供した場合の特例措置等を講じる旨を新潟県に通知(11月2日)
		・災害障害者及びその家族個々の生活ニーズに応じたサービスを提供するため、障害者の総合相談窓口を設置(11月8日)。
		・被災地における視聴覚障害者等に対するきめ細やかな情報・コミュニケーション支援のため、視聴覚障害者関係団体に対し、点字情報の提供・手話通訳者の派遣等について協力依頼。(11/8)
		・長岡市内に設置予定の大規模仮設住宅予定地に、サービス等生活支援サービスを提供できる仮設集会所を附設。運営は社会福祉法人が担当予定。
[避難所における被災者への対応]	○避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について次の事項を石川県に通知(3/27)	
	・避難所について、被災者に対するプライバシーの確保、寒さ対策等、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと	
	・食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。	
	・応急仮設住宅について、速やかに必要数を把握し、地域社会づくりに配慮して、応急仮設住宅を建設する。	

障害者市民防災提言集・概要(NPO法人 ゆめ風基金)

全国の障害者団体等に、災害時の障害者支援のあり方についてアンケートを実施し、約 1 年間をかけて、障害者市民の立場から 15 の提言からなる防災提言集を作成。これをもとに障害者と防災をテーマにしたシンポジウムや連続講座等を展開。

私たちの 15 の提言

1 災害の前に備えておく

提言1 あの手この手で「いのち」をトコトンいとおしむ

災害に対する知識や情報をさまざまな機会に伝え、防災に役立てるようにしてください。

提言2 情報は確実に、支援は的確に

避難をうながす情報の発令基準と、伝達方法を明確にするとともに、障害者市民の負担が増えない支援方法が必要です。

提言3 頼りになるのはお隣りさんと、ふだんのつながり

障害者市民などの支援には、地域のネットワークとともにふだんの介護・福祉サービスのつながりを活用してください。

提言4 支援はおしつけしないで、私ぬきには決めないで

災害時の障害者市民への支援計画を当事者がいないところで決めないでください。

提言5 緊急時、逃げられるように家の対策

家具の転倒防止や耐震改修助成を制度化してください。

2 災害にあったときの避難や支援方法を改善する

提言6 「家のほうがマシ」な避難所は行く気がしない

避難所の改善、福祉避難所の指定など多様な避難所の準備が必要です。

提言7 やわらか頭で、さまざまな障害がある人の住宅探し

仮設住宅はプレハブ建設にこだわらず、障害者市民が生活できるものにしてください。

提言8 ところ変われば、サポート変わる

仮設住宅や復興過程で増大するニーズに応えられる体制づくりを。

提言9 「絵に描いた餅」にならないネットワークづくり

被災障害者支援センターの位置づけと災害ボランティアセンターの体制づくりを。

提言10 力はみんなで出すけれど、行政責任もしっかりと

自助、共助に頼りがちな防災計画。行政が果たす役割も明確に。

提言11 届かない支援・情報、見直しを

指定の避難所以外で暮らす人への支援も防災計画に盛り込んでください。

提言12 「いのち」に関わる課題、急いで解決を

医療や医療的ケアを必要とする人の支援のために、早急な仕組みづくりを。

3 災害後の復興を見直す

提言13 小さな拠点、「泣きっ面に蜂」なんて困ります

小規模な障害者作業所にも、復興のための補助金制度を確立してください。

提言14 新たなまちづくりはバリアフリー化のチャンス

まちづくり復興計画には障害者市民こそ参加させてください。

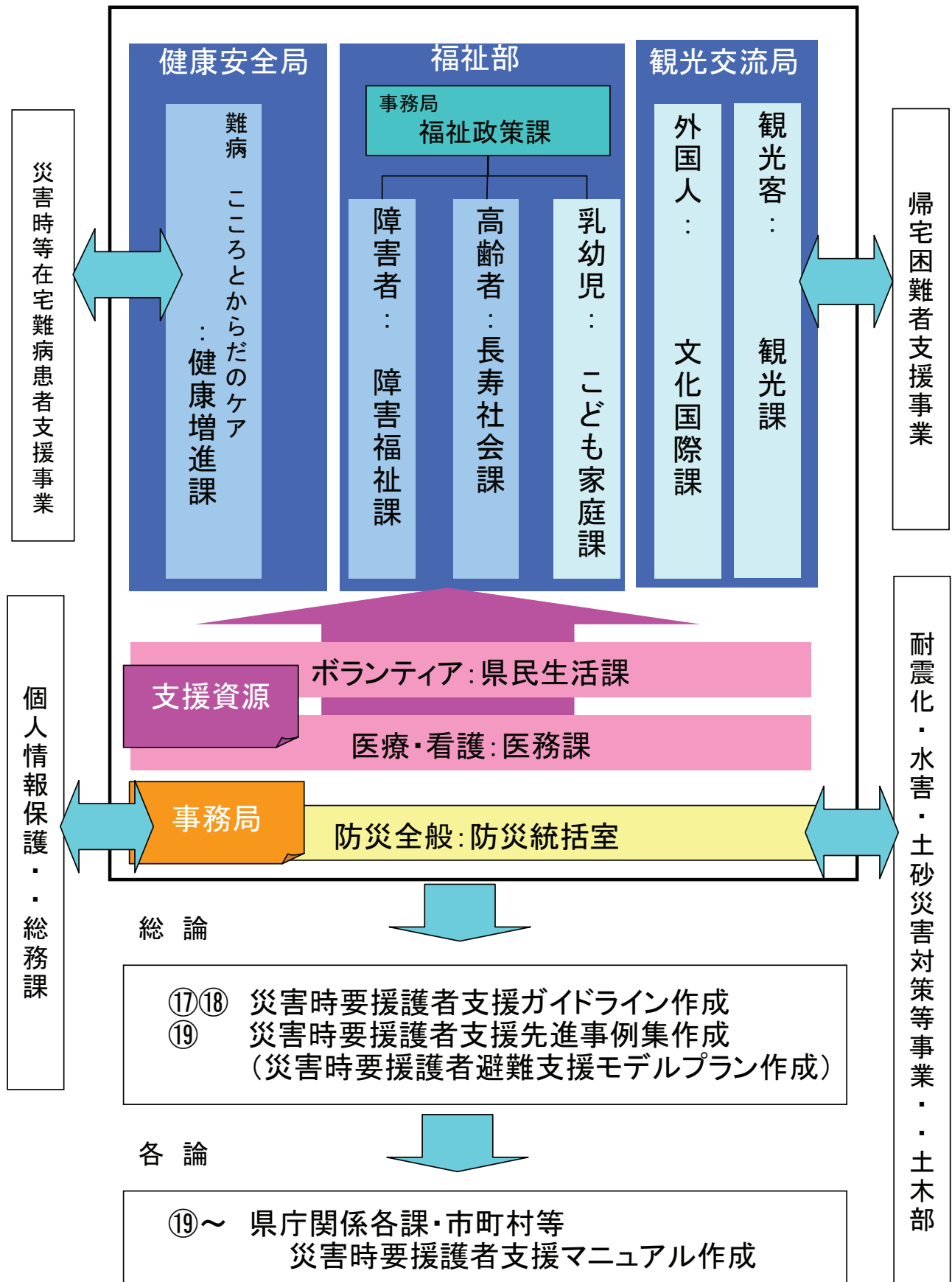
4 まとめ

提言15 防災・減災はふだんのまちづくりから

障害者市民や高齢者の防災・減災を進めるには、ふだんのまちづくりを変えていくこと。

参考 ゆめ風基金 <http://homepage3.nifty.com/yumekaze/teigenshuu.htm>

災害時要援護者支援事業と他事業との関連図



奈良県災害時要援護者支援体制ワーキンググループ

<敬称略>

新潟大学	災害復興科学センター 准教授 田村圭子
奈良県	福祉部福祉政策課 福祉部障害福祉課 福祉部長寿社会課 福祉部こども家庭局こども家庭課 健康安全局医務課 健康安全局健康増進課 企画部観光交流局観光課 企画部観光交流局文化国際課 生活環境部県民生活課 総務部知事公室防災統括室

参 考 資 料

内閣府

- ・ 災害時要援護者対策の進め方について
- ・ 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
- ・ 一日前プロジェクト報告書
- ・ 減災の手引き～今すぐできる7つの備え～
- ・ 被災者支援に関する各種制度の概要

都道府県

- ・ 障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル（山梨県）
- ・ 災害時要援護者支援対策マニュアル（岐阜県）
- ・ 災害時要援護者支援ネットワークづくりに向けての提言（高知県）
- ・ 社会福祉施設地震防災対策マニュアル（高知県）
- ・ 市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン及び解説（鹿児島県）
- ・ 学校地震防災教育推進プラン（奈良県）

市町村

- ・ 災害対策本部設置・運営マニュアル（新潟県長岡市）
- ・ 高齢者の安全・安心を守るための危機管理マニュアル（新潟県小千谷市）
- ・ 災害時要援護者支援マニュアル（山梨県南アルプス市）
- ・ 障害者等防災・避難マニュアル（長野県下諏訪町）
- ・ 災害時要援護者防災行動マニュアル（宮崎県宮崎市）

その他

- ・ 災害時要援護者対策ガイドライン（日本赤十字社）
- ・ 障害者市民防災提言集（ゆめ風基金）